

「週休 2 日適用工事（現場閉所）」（令和 7 年 4 月）実施要領

1 目的

本要領により「週休 2 日適用工事（現場閉所）」として実施することで、建設現場における週休 2 日の更なる推進及び質の向上を図ることを目的とする。

2 対象工事

原則全ての土木工事（一般土木工事、下水道工事、機械・電気通信設備工事）及び港湾工事を対象とする。

「週休 2 日適用工事（現場閉所）特記仕様書」が添付されていなくても、受発注者協議により対象とすることができる。

ただし、以下に該当する工事は対象外とする。

- （1）緊急性を要する場合等、週休 2 日の確保が妥当でないと判断される工事。
- （2）現場施工期間が休工日を含めて 7 日間未満の工事。

なお、24 時間体制で作業が必要となる工事や、現場条件に制約があり現場閉所が困難な工事は「週休 2 日適用工事（交替制）」で発注する。ただし、港湾工事は交替制の対象外としている。

3 用語の定義

（1）週休 2 日（現場閉所）

- ① 月単位の週休 2 日（現場閉所）とは、対象期間において、全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- ② 通期の週休 2 日（現場閉所）とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（2）対象期間

工事着手日から現場完了日までの期間をいう。なお、年末年始 6 日間と夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

（3）現場閉所

巡回パトロール、保守点検及び交通誘導警備員による交通規制等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

（4）4 週 8 休以上

- ① 月単位の 4 週 8 休以上とは、対象期間内の全ての月毎の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8 日／28 日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が 28.5%に満たない月においては、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。

- ② 通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

4 発注方式

発注方式は、受注者希望方式とする。

受注者希望方式とは、通期の週休2日（現場閉所）を必須として、受注者が、工事着手前に、発注者に対して月単位の週休2日（現場閉所）に取り組む旨を協議した上で取り組む方式である。

5 実施手順

（1）設計書作成時

- ① 当初より補正対象経費に「通期」の補正係数を乗じる。
- ② 設計書に「週休2日適用工事(現場閉所)特記仕様書」を添付する。

（2）受注者決定後

- ① 受注者は、施工条件を踏まえて「月単位」の希望の有無を決定し、打合せ簿により監督員と協議すること。協議後に、現場閉所日（計画）を設定した計画工程表を作成する。施工条件を踏まえて工期日数が不足する場合は、工期日数の付与について監督員と協議できるものとする。
- ② 受注者は、工事着手前までに計画工程表を提出する。

（3）施工中

- ①（月単位の場合）監督員は適宜、実工程表等により現場閉所の達成状況を確認し、施工プロセスチェックに記載する。

（4）現場完了以降

- ① 監督員は、実工程表等により現場閉所の達成状況を確認する。
「月単位」を希望して「月単位」の4週8休以上を達成した場合は、「月単位」の週休2日補正係数に設計変更する。
「月単位」を希望して「月単位」の4週8休に満たない場合、「月単位」を希望せずに「月単位」の4週8休以上を達成した場合は、「通期」の週休2日補正係数のままとする。
「通期」の4週8休に満たない場合は、補正分を減額変更するものとする。
- ② 工事完成検査において、検査職員は実工程表等により達成状況を確認するものとする。
- ③ 「月単位」の4週8休以上を達成した場合は、請負工事成績評定で取組を評価する。
また、提出された計画工程表が「通期」の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に「通期」の週休2日に取組む姿勢が見られなかった場合については、請負工事成績評定で点数を減ずる措置を行うものとする。

6 その他

運用の詳細

- ① 達成状況の確認に関しては「達成状況確認の詳細（現場閉所）」を参照すること。
- ② 補正対象、補正係数に関しては「週休２日補正係数一覧表（共通）」を参照すること。
- ③ 費用計上に係る計算仕様に関しては「週休２日の取得に要する費用の計上に係る計算仕様（共通）」を参照すること。